

## 令和7年度第1回奈良県国土利用計画審議会

1. 日 時：令和7年8月18日（月）午前10時30分～午前12時00分
2. 開催場所：奈良県経済倶楽部 大会議室
3. 出席者：伊藤委員、阿古委員、乾委員、上田委員、浦出委員、大嶋委員、岡井委員、岡本（健）委員、佐藤委員、平井委員、深町委員、藤井委員、藤野委員、森川委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 報告事項：（1）奈良県土地利用基本計画の改定について  
（2）土地の管理と利用に関する施策の効果検証について

### 【事務局】

それではただいまから令和7年度第1回奈良県国土利用計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当させていただきます。奈良県まちづくり推進局県土利用政策課の大木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは座って説明の方をさせていただきたいと思います。

本日は、Webを併用して開催させていただいております。会議の途中ですが、万が一、接続のトラブル等が発生した場合は、その場で挙手する等していただきますようお願いいたします。必要に応じて、こちらから連絡をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、ご発言いただく際以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、次に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お越しいただいている方はお手元の資料、Webでご出席いただいている委員の方は、事前に送付しております資料をご確認いただきますようお願いいたします。上から、本日の議事次第、座席表、委員名簿、幹事名簿、以下、資料といたしまして、資料目次、資料の1-1、1-2、資料の2-1、2-2、2-3までとなっております。

また、参考資料としまして、「奈良県国土利用計画審議会条例」、「奈良県土地利用基本計画」と「奈良県国土利用計画」の冊子、「第6次国土利用計画（全国計画）」、「奈良県土地利用基本計画の新旧対照表」、「土地の適正な管理・合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展と生活の向上を図る条例」、「土地の管理と利用に関する施策の実施方針」、「データから見た奈良県の土地の管理・利用」でございます。緑色の冊子の「奈良県土地利用基本計画」と、「奈良県国土利用計画」につきましては、終了後、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

不足等ございましたら、挙手いただけますでしょうか。なお、本日の資料につきましては、事前説明の際から字句や構成を変更させていただいた箇所もございますのでご了承ください。

続きまして、本日出席の委員の皆様をご紹介します。まず、会場にお越しいただいている委員の皆様からご紹介いたします。

伊藤忠通会長でございます。

【伊藤会長】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

乾昌弘委員でございます。

【乾委員】

おはようございます。

【事務局】

上田逸朗委員でございます。

【上田委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

浦出俊和委員でございます。

【浦出委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

大嶋賢祐委員でございます。

【大嶋委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

岡本健委員でございます。

【岡本委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

平井康之委員でございます。

【平井委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

藤井幸雄委員でございます。

【藤井委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

藤野良次委員でございます。

【藤野委員】

よろしくお願いします。

【事務局】

森川崇委員でございます

【森川委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日Webで参加いただいている委員の皆様をご紹介します。

阿古和彦委員でございます。

【阿古委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

岡井有佳委員でございます。

【岡井委員】

岡井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

佐藤由美委員でございます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

深町加津枝委員でございます。

【深町委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

また、本日所用のために欠席されている委員は、岡波圭子委員、岡本美津子委員、清田典章委員、長島啓子委員、久隆浩委員、村本佳宜委員でございます。なお、当審議会の幹事として、お手元の座席表に記載のとおり関係職員が出席しております。次に、会議の成立についてですが、奈良県国土利用計画審議会条例第5条第3項において、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。本日は委員20名のうち、14名ご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会条例第5条第2項により会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。伊藤会長、よろしくお願いいたします。

【伊藤会長】

それでは議長を務めさせていただきますが、円滑な議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

当審議会では、奈良県国土利用計画審議会の運営要領によりまして、原則公開としておりますが、本日の審議案件につきましては、非公開とすべき内容がないと思われますので、公開としてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【伊藤会長】

異議がないものとして公開いたします。

今日は、傍聴人はいらっしゃらないですね。

それでは早速、議事に入りたいと思いますがその前に、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。浦出委員と岡本委員よろしく願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。まず報告事項の奈良県土地利用基本計画の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

県土地利用政策課の田中でございます。

それでは資料1に基づきまして、奈良県土地利用基本計画の改定についてご説明申し上げます。

資料1－1をご覧ください。昨年度2月に開催した審議会の際にご説明した計画改定概要でございますが、改めてご説明させていただきます。真ん中の3つの四角囲みで一番左にございます「国土利用計画全国計画」が令和5年7月に改定されたことを受け、その計画を基本として、県が作成している右の2つの四角囲みの「国土利用計画」、「土地利用基本計画」の見直しが必要となっております。この2つの計画は、いずれも土地利用の基本方針が記載されており、内容が重複していることから、県の土地利用の総合的方针を一本化するため、見直しとあわせて2つの計画を統合したいと考えております。また、下部に記載しております、県が令和5年3月に制定した「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」の考え方も反映したいと考えております。

2ページをお願いします。2つの計画を統合した土地利用基本計画の構成案をご説明します。左の黄色い部分が現行の2つの計画で、右のピンク色の部分が2つの計画を統合した改定案となっております。各計画の項目のうち、黒字の項目が2つの計画で内容の重複している項目、緑字の項目が各計画の独自項目、灰色の項目が今回廃止を考えている項目となっております。黒字の項目につきましては、2つの計画を統合するとともに、緑字の項目につきましてはそのまま活用しております。また、今回の改正の大部分は、「1. 土地利用の基本方向」の部分に集約されており、この審議会ではこちらを説明させていただきます。左下の灰色の項目につきましては、これまで農地や森林といった土地の利用目的ごとに、面積規模の目標などを記載することにより、無秩序な開発に歯止めをかけるなど、土地需要を量的に調整する役割を担って参りましたが、現在の人口や土地需要の減少が進む状況下では役割を終えたと考えられることから、廃止したいと考えております。

では、3ページをお願いします。令和5年7月に改定された第6次国土利用計画の概要資料をもとに、改正のポイントをご説明いたします。上段に国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題として、5つの課題が示されています。1つ目に人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退、2つ目に大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応、3つ目に自然環境や景観等の悪化、カーボンニュートラルや30by30等、新たな目標実現に向けた対応、4つ目にデジタルの徹底活用、5つ目に多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決の5項目が挙げられています。特に4つ目と5つ目につきましては、1つ目から3つ目の課題に共通する課題となっております。

これらの5つの課題に対応して、国土利用の基本方針として、持続可能で、自然と共生した国土利用・管理という大テーマのもと、5つの方針が示されております。1つ目に、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理として、地域管理構想の全国展開や地域の持続性確保に繋がる産業集積のための土地利用転換。2つ目に、土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理として、水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進や事前防災、事前復興からの地域づくり。3つ目に、健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理として、自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解消。4つ目に、国土利用・管理DXとして、各主体が使用・所有するデータのオープンデータ化、連携促進。5つ目に、多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理の計5つの方針が示されています。そしてその方針をもとに、地域類型別の基本方向として、中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化、農用地の保全等による活性化等が示され、利用区分別の基本方向においては、カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用や低未利用土地の活用、空き家の活用・除去を推進することなどが示されております。第6次国土利用計画の改定にあたってのポイントは、第一に、国土の管理水準が悪化していることを踏まえ、土地を利用するだけでなく、管理することが重要だということ、第二に地域の合意形成に基づき、地域の持続性確保につながる土地利用を推進すること、第三にデジタル技術を徹底活用することが挙げられます。今回の奈良県土地利用基本計画の改定にあたっては、これらの要素を反映し、より実情に即した土地利用基本計画となるよう改定の手続きを行っております。

では、4ページをお願いします。県が令和5年3月に制定した、「土地の適正な管理・合理的な利用及びより効果的な利用により、地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」、略して『土地管理・利用条例』と申しますけれども、それについて概要をご説明いたします。本条例は、土地基本法の改正により新たに規定された「土地の適正な管理の確保」や「土地所有者等の責務」に対し、奈良県で行うべき具体的な取り組みを規定したものでございます。奈良県の現状と課題として、適正な管理ができていない土地の存在や、歩いて暮らしていく住宅地の存在、用途の混在による利用しにくい土地の存在、防災の観点からのまちづくりの重要性の増大、居住集約化の必要性の増大、地域経済等に資する土地利用の不足の6つの項目を課題として取り上げております。これらの課題に対応するためには、土地の管理と利用の重要性について県民等の理解を深めるとともに、土地所有者、近隣住民、市町村などの関係者と協力し、土地の管理・利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要だと考えております。

本条例では、奈良県のあるべき土地の管理と利用の姿を3つの基本理念として掲げております。1つ目は、生命、身体、財産への危害や生活環境への悪影響の発生を防止する「適正な管理」、2つ目として、地域の価値を向上させ、地域に応じた土地の効用を持続的に発揮する「合理的な利用」、3つ目として、より高い効用の発揮が見込まれる土地において、関係者の協力のもと、若者の雇用やにぎわいの創出等を通じて、地域の発展を目指す「より効果的な利用」です。本条例においては、土地所有者等は「適正な管理」を行う責務があること、「合理的な利用」を行うように努めなければならないこと、「より効果的な利用」を行うため、行政が実施する施策に協力するよう努めることが規定されております。それらを実現するための措置として、「適正な管理」については、土地所有者等が果たすべき管理の水準を周知するとともに、相談体制や支援体制を整備します。「合理的な利用」については、これまで行ってきた、都市、農地、森林の土地の区分に応じた

各種施策を引き続き推進します。「より効果的な利用」については、地域の関係者の協力のもと、地域における土地の利用や管理に関する計画を策定し、実行する仕組みを構築します。また、「土地の管理と利用を支える取組」については、土地に関する情報の発信や、土地の適正な管理等を実現するための取組を継続的に担う人材の育成などを行います。

5 ページをお願いします。ここからは、土地利用基本計画の改定に伴う変更箇所についてご説明いたします。(1) 県土利用の基本方向については、「ア 現状」、「イ 県土を取りまく条件の変化」、「ウ 課題」、「エ 基本方針」の4項目に分かれており、さらに「エ 基本方針」では5つの項目に分けて県土利用に関する基本方向を示しております。「ア 現状」につきましては、現行の奈良県国土利用計画の掲載があり、統計情報や昨今の潮流を踏まえ、奈良県全体の現状を示しています。この項目については、現行計画の内容から大きな変更はなく、これまでの人口条件等の変化を反映させた内容となっております。

では6 ページをお願いします。「イ 県土を取りまく条件の変化」では、現在及び今後予想される県土利用に影響を与える要素の変化を示しております。緑色に着色している箇所につきましては、第6次国土利用計画及び土地利用・管理条例の内容を反映している箇所となっております。主な変更点としましては、土地の利用効率に加え、管理水準も低下していること、インバウンドの拡大による学校公演の活発化が見られること、自然環境の保全や利用、歴史的風土の継承に対する県民の意識の高まり、風水害・土砂災害の激甚化・頻発化の懸念等が挙げられます。「ウ 課題」では「ア 現状」や「イ 県土を取りまく条件の変化」に伴う県土利用の課題を示しています。現状や条件の変化があっても、県が抱える課題に大きな変更はないという認識のもと、内容の変更はしておりません。

続きまして7 ページをお願いします。「エ 基本方針」については、県土利用の基本方向を定めるにあたり、5つの基本方針を示しております。それぞれ(ア)地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、(イ)自然・歴史と調和する県土利用・管理、(ウ)安全で安心できる県土利用・管理、(エ)地域活力の増進につながる県土利用・管理、(オ)持続可能なまちづくりに資する県土利用・管理と題して基本方針を示しております。(ア)につきましては、「土地管理・利用条例」の内容を色濃く反映しており、土地利用の効率化、国土の管理構想の取組、多様な主体の参加による県土利用・管理の促進、県土情報デジタル化等の内容を反映しております。(イ)自然・歴史と調和する県土利用・管理では、主として第6次国土利用計画の要素を反映しております。具体的には都市と自然との調和・共存した土地利用を図ることや、自然公園等の管理の質の向上により、国内外の多様な観光・交流を推進すること等が追記されています。(ウ)安全で安心できる県土利用・管理では、第6次国土利用計画における土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理の項目より、災害対策に関する内容を反映しております。(エ)地域活力の増進につながる県土利用・管理では、第6次国土利用計画における、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理より、地域の持続性確保に繋がる土地利用の最適化や産業集積を図る内容を反映しております。(オ)持続可能なまちづくりに資する県土利用・管理では、第6次国土利用計画における、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理より、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制する考え方を反映しております。

続きまして8 ページをお願いします。(2) 地域学習の土地利用の基本方向は、奈良県をアの大

和平野地域、イの大和高原地域、ウの五條・吉野地域の3地域に大別して、地域ごとの土地利用の基本的な方向を示しております。アの大和平和地域では、歴史的風土や文化遺産、自然環境の保全・活用を図りつつ、都市機能の配置とネットワーク化を図ることが示されており、都市機能が集積した拠点の形成や、市街地間を結ぶ道路・交通等のネットワークの強化を図る旨が記載しております。イの大和高原地域では、自然環境と調和しつつ持続可能な地域づくりを進める旨が示されており、都市との近郊性と豊かな自然を生かした観光・レクリエーション拠点の形成を図るなど、多様な地域資源を組み合わせた複合的な地域振興策を促進する旨を記載しています。ウの五條・吉野地域においても、自然環境と調和しつつ、持続可能な地域づくりを進める旨が示されており、自然環境を維持すべき地域については、県土管理の質の向上を図り適正な保全に努めるとともに、多面的な機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める旨を記載しております。

続きまして9ページをお願いします。(3) 利用区分別の県土利用の基本方向では、農用地や森林、道路等の利用区分ごとの県土利用の基本方向が示されております。ア～コまで10項目があり、それぞれ第6次国土利用計画の利用区分別の国土利用の基本方向の内容を反映しております。農用地につきましては大きな変更をしておらず、農業生産基盤の整備を図り、効率的な利用と生産性の向上に努めることなどを記載しております。森林については、県土の保全、生物多様性の保全等多面的な機能を有する森林の整備保全を進めることなどを記載しております。水面・河川・水路については、治水施設の整備・適切な維持管理など、総合的な流域治水対策を推進することなどを記載しています。道路については、災害時における輸送の多重性・代替性確保のため、必要な用地の確保を図ることなどを記載しています。住宅地につきましても大きな変更は加えておらず、良好でゆとりある市街地の形成及び住宅ストックの質の向上や再生を図ることなどを記載しています。工業用地については大きな変更を加えておらず、工場・事業所の立地動向に対応しつつ、未分譲地の利用を促進することなどを記載しています。商業・業務系の宅地については、県内産業の活性化を図るため、商業・業務系施設の集積を図ることなどを記載しています。公共・公共用施設の用地については、木質化や省エネ・創エネなど脱炭素社会の要請に対応することなどを記載しています。レクリエーション施設用地については大きな変更を加えておらず、必要に応じて再活用を図るほか、計画的な整備を進めることなどを記載しています。最後に低未利用地につきましても大きな変更はしておりませんので、耕作放棄地等はその解消に向け、農用地として積極的な活用を図ることなどを記載しております。この後に続く2. 土地利用の調整の項目につきましては、条項ずれ等の時点修正を加えているだけの変更となっておりますので、今回の改定案の説明では省略させていただきます。

では最後10ページをお願いします。最後に今後のスケジュール案となっております。今回は改定素案について報告させていただきましたが、今後9月の議会報告、パブリックコメントを経て、令和8年1月ごろの審議会で改めて案を諮問させていただき、3月に改定する方向でございます。土地利用基本計画の改定につきましては、説明は以上です。

【伊藤会長】

説明ありがとうございました。それではただいまの説明内容についてご意見またはご質問等ございましたら賜りたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんか。当会場にご出席の委員、或いはWeb参加の委員の方々、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし、後でまたお気

づきになることがありましたら、意見賜りたいと思います。

それでは続いて報告事項2つ目ですね、「土地の管理と利用に関する施策の効果検証について」事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、土地の管理や利用に関する施策の効果検証についてご説明申し上げます。

資料2-1をご覧ください。土地の管理と利用に関する施策の効果検証にかかるPDCAサイクルの流れについては、昨年度審議会にてご報告をさせていただきましたが、今回改めてご説明させていただきます。

本県では、管理が十分に行き届かない土地が増加するなど、顕在化する土地の管理と利用に関する諸課題を解消するため、令和5年3月、「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により、地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」を制定するとともに、条例で掲げた施策を推進するため、令和6年7月に「土地の管理と利用に関する施策の実施方針」を策定いたしました。また、本実施方針において記載する、土地の適正な管理等を実現するための施策を着実に実施するために、奈良県国土利用計画審議会にて、ご意見をいただき、PDCAサイクルに基づき適切に効果検証を行っていくこととしております。

資料を1枚おめくりください。PDCAサイクルのイメージを記載してございます。PLAN（計画）につきましては、先ほど述べたとおり、令和6年7月に「土地の管理と利用に関する施策の実施方針」を策定しております。そして、DO（実行）として、令和6年度より実施方針に基づく施策を推進しているところです。次にCHECK（評価）ですが、本審議会において、施策の実施状況や指標の進捗状況を確認いただき、委員の皆様から意見をいただきたいと考えております。そこから緑の矢印で記載しておりますけれども、ACTION（改善）として、本日いただいた審議会の意見を踏まえ、施策の検討を進めて参ります。その後、検討結果を踏まえ、次年度の予算要求内容に反映し、予算措置内容に応じた施策を推進するというサイクルを回していきたいと考えております。

では次に資料2-2をお願いいたします。本資料では指標の進捗状況についてご説明いたします。資料上、ローマ数字で記載しているのが「施策の柱」、その下括弧書きの数字で記載しているのは「中施策」です。指標及びその目標値につきましては、中施策ごとに設定しており、再掲を含め25の指標が設定されております。本日は時間の関係もあり、施策の柱ごとに、主要な指標をいくつか選定させていただき、当県としての効果検証内容をご説明いたします。まず、施策の柱1つ目の「土地に起因する被害や低下の発生防止」についてです。指標は、中政策の「（1）土地所有者等による土地の適正な管理の促進」に3つ、「（2）近隣住民等による土地の適正な管理の促進」に1つ設定されております。このうち、（1）の3つ目の指標「管理されていない建物の戸数・土地の面積」についてご説明いたします。

目標としましては、空き家数、荒廃農地面積の数値の上昇を抑制することを目指すこととしております。まず空き家についてご説明します。平成30年の時点では、87,200戸であった空き家数は、令和5年度時点で93,600戸となり、6,400戸増加いたしました。その要因としましては、少子高齢化や人口減少、若年層の都市圏への流出といった構造的背景が考えられます。このような中、本県では県及び市町村連携を図り、多岐にわたる空き家問題への対応策等について情報交換、協議



及び検討等を行うため、市町村向け説明会を開催しております。具体的には、空き家法の施行状況や、補助制度の紹介、市町村や民間による取組事例の紹介、想定事例への対応方法を題材にした意見交換等を実施しております。今後も引き続き、市町村向け説明会にて空き家法をはじめとする既存の施策を案内するとともに、各市町村における効果的な取組の促進を図ってまいります。

次に荒廃農地面積についてご説明します。令和4年の時点で1,459haであった荒廃農地面積は、令和5年時点で1,473haとなり、ここ数年は横ばいで推移していますが、長期的には増加傾向にあります。その要因としましては、農業者の高齢化や後継者不足、人口減少の本格化による農業者の減少が考えられます。このようなことから本県では、守るべき農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、市町村が策定主体となり、地域農業の将来の在り方を協議し、10年後の農地利用を示した目標地図を作成する「地域計画」の策定に取り組んでいるところです。また、荒廃農地の再生・活用に資する施策として、農地中間管理機構と連携し、荒廃農地を借り受けて、野菜等の収益作物を生産する農業者に対し、荒廃農地の再生にかかる経費の一部助成等を実施しております。今後はこれらの施策に加え、管理が行き届かなくなり荒廃化する恐れがある「不作付け農地」の所有者に対し、農地中間管理機構を通じた農地貸出の働きかけを行う、担い手となる農業者とのマッチングの促進等を行って参ります。

資料を1枚おめくりください。施策の柱2つ目、「宅地の効用の持続的な発揮」についてです。指標は、中施策の「(1) 県民が安心して快適に暮らすことができる住宅地の形成」に2つ、「(2) 地域経済の持続的な発展に資する商工業地の形成」に4つ設定されております。このうち、(1)の2つ目「空き家等対策計画策定市町村数」と(2)の4つ目「企業立地件数」についてご説明します。まず「空き家等対策計画策定市町村数」についてです。目標としては、空き家等対策計画を策定している市町村数を、令和12年度までに県内全市町村にまで拡大するとしております。計画作定市町村数は、令和3年度時点で34市町村であったところ、令和6年度時点では36市町村となり、目標に向け、着実に増加しています。増加要因としては、市町村向け説明会での働きかけにより、計画策定の必要性が広く認識されたことが考えられます。このことから、今後も引き続き、市町村による計画策定を目指して参ります。

続いて企業立地件数についてご説明します。本指標については、実施方針の記載に誤りがございましたことを先にご報告いたします。実施方針上は、現状及び目標ともに「年度」表記となっておりますが、正しくは「暦年」表記となります。公表後の訂正となり大変申し訳ございませんが、本日配付している資料は、訂正後の「暦年」表記となっておりますので、ご確認をお願いいたします。では、指標の進捗状況の説明に戻らせていただきます。目標としては、令和8年までに企業立地件数を577件にすることとしております。令和5年から8年の4年間の増加目標値を120件と設定している中、令和5年は28件、令和6年は46件で、2ヵ年計74件となり、進捗目標目安値である60件を上回りました。令和6年は全国同様に、本県でも立地件数が増加しましたが、これには県内市町村が事業主体となった工業団地で立地が進んだことが寄与したものと考えられます。また、本県では、企業立地促進補助金や税制優遇などの支援制度の活用を事業者に勧めることで県内への誘致を実施しており、今後引き続き、景気や企業動向を注視しながら企業誘致を実施して参ります。

資料を1枚おめくりください。施策の柱3つ目、「農地の効用の持続的な発揮」についてです。

指標は、中政策の「(1) 農業振興すべき地域の確保」に1つ、「(2) 持続的な農業生産の確保」に3つ、「(3) 多面的機能を有する農地の維持・保全の促進」に2つ設定されております。このうち(1)の1つ目「特定農業振興ゾーンの設定地区数」と(2)の2つ目「新規就農者の確保人数」についてご説明いたします。まず、「特定農業振興ゾーンの設定地区数」について説明します。目標としては、農業の振興を図り、農地の有効利用を図るエリアである特定農業振興ゾーンを令和6年度までに10地区設定することとしております。令和6年度末時点では、3市3町9地区が設定されており、令和6年度より新たな1地区の設定に向けて調整を行っているところです。この特定農業振興ゾーンでは、地域の特徴をふまえた高収益作物への転換や面的まとまりを持った農地・土地利用の確保、耕作放棄地の解消・防止、多様な担い手の確保、担い手への農地集積、農地整備などの施策を、地域、市町村と協同し集中的、優先的に実施しており、平成30年9月に設定した地区では、設定後5年で農業算出額が約2倍に増加するなど、一定の成果が上がっているところです。現在の取り組み、ご意見を踏まえた新たな展開方向も考えており、今後の地域ごとの要望を踏まえながら、他地域のモデルとなるような取組を推進してまいります。

次に、「新規就農者の確保人数」についてです。本県の農業振興を図っていくため、親元就農者と非農家からの新規参入者、新規雇用就農者を合わせて毎年60名を確保していくことを目標としております。令和4年度では45人であったところ、令和6年度では55人となり、令和5年度、令和6年度は増加傾向にあります。令和4年度から、国において就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を親元就農も含めて支援する補助事業制度が創設されたことで、新規就農者の初期投資の負担が軽減されたこともあり、支援制度を活用する就農者も増加傾向にあります。このような中、本県では、新規就農者の確保・育成のため、各農業振興事務所、本庁相談窓口での新規収納相談や農地中間管理事業による新規就農者と農地のマッチング支援等の就農支援や、奈良食と農の魅力創造国際大学校での修業や、農業新規参入者支援事業の研修など、育成支援を実施しています。また農業法人等での雇用就農に対しては、国の雇用就農資金により雇用就農者の研修にかかる経費を交付するなど、将来の農業の担い手を増やす取組を進めております。農業の担い手が高齢化する傾向にある中で、県としては、今後とも各種施策を総合的に実施し、新規就農者の一層の確保を図っていくことが重要であると考えており、このような取組を通じて、本県農業の振興につなげる方針でございます。

資料を1枚おめくりください。施策の柱4つ目、「森林の効用の持続的な発揮」についてです。指標は、中施策の「(1) 森林資源の持続的な供給の確保」の3つ、「(2) 多面的機能の発揮に資する森林利用の推進」に2つ設定されております。このうち、(2)より「奈良県フォレスターの任命者数」、「混交林への誘導整備面積」についてご説明します。まず、「奈良県フォレスターの任命者数」についてです。目標としては、令和7年度の時点で25人、任命することとしております。任命者数は、令和4年度に増加割合が緩やかになりましたが、令和5年度以降は改善し、令和7年度までは、目標を超えるペースで増加しており、直近の数値は52人となりました。増加要因として、令和2年度～令和4年度は県の林務職員が奈良県フォレスターに任命されていましたが、令和5年度以降はフォレスターアカデミーの卒業生が奈良県フォレスターに任命されるようになったことが挙げられます。今後も引き続き、奈良県フォレスターアカデミーで教育を受けた県職員を奈良県フォレスターに任命し、市町村に派遣して参ります。各地域に中核となる人材を配置するこ

とで、森林環境管理体制の整備を推進してまいります。

続いて「混交林への誘導整備面積」についてです。目標としては、令和7年度末までに混交林への誘導整備面積を1,100haにすることとしております。令和3年度から施業放置林における混交林誘導整備事業を実施し、令和6年度までに227haの森林を整備しております。人件費の高騰や取組の見直し・追加に伴う事業単価の上昇が要因となり、目標達成は困難な状況でございますが、事業量は年毎に増加しています。また、令和6年度には、奈良市ほか18市町村157haで事業を実施し、令和7年度には、御所市ほか20市町村263haで事業実施予定となっております。なお、依然多くの施業放置林が存在していることから、引き継ぎ施業放置林対策の一環として、混交林誘導整備事業を実施し、森林の防災力を強化してまいります。

資料を1枚おめくりください。施策の柱5つ目、「豊かな自然環境や歴史ある風土・景観の維持向上」についてです。指標は、中政策の「(1) 自然環境・風土・景観の維持向上に資する取組の促進」に3つ設定されております。このうち、「景観づくりのルールを締結する地区等の数」についてご説明します。目標としては、令和7年度末までに195地区としております。直近の数値は、令和7年5月1日時点の218地区であり、目標値を大きく上回りました。この要因としては、市町村によるきめ細やかなルールづくりが進んでいることが考えられます。本県におきましては、引き続きホームページや県政出前トークなどによる制度の周知を図ってまいります。次に、同じページの下段、施策の柱6つ目、「土地の効用の更なる発揮」についてです。指標は、中政策の「(1) 地域の持続的な発展に向けた土地利用に資する取組の促進」に1つ設定されております。「市町村における土地利用等地域計画策定に向けた取組の実施数」についてご説明します。目標としては、令和15年度末までに取組実施数を10件にすることとしております。令和6年度末時点では5件であり、2年間で6市町村にて取組が実施され、目標達成に向け順調に進捗しております。要因としては、市町村職員向けの説明会等の機会を捉え、本制度の周知を図ったことにより、土地利用等地域計画の策定が促進されたと考えられます。また、市町村による土地利用等地域計画の策定につきましては、令和5年度に「土地利用等地域計画策定事業補助金」を創設し、検討段階に応じた支援を実施しております。支援実績としましては、令和6年度に2地区実施し、令和7年度は1地区への支援を実施予定です。引き続きあらゆる機会を捉えて制度周知を図り、市町村からの計画策定にかかる相談に随時対応するとともに、補助金予算も確保してまいります。

指標の進捗状況の説明は以上でございますので、これまでご説明した内容の一部を含む実施方針に関連する施策の実施状況につきましては、資料2－3に掲載しておりますので、後ほど参考にご覧ください。

【伊藤会長】

説明ありがとうございました。それではただいまの説明内容についてご意見またはご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。1件目の報告内容でも結構です。どうでしょう。

【大嶋委員】

前段の説明の中の奈良県土地利用基本計画の改定についての8ページのところですが、3つの地域に分けてそれぞれの地域に合った土地利用ということになっておりますが、実際には、アのゾーンの大和平野地域において、例えば工場誘致をしようと思いますと、西名阪自動車道の郡山インターあたりには広大な農地がありますが、実際にはそこはまだ農用地というような、まあ1例ですけ

ども、そういうこともありますし、また南部の方では、私も大和高田市の住民なのですが、なかなか人口減少で工場誘致をするにも、土地がない等々あります。この3つの地域に分けた中でもやはり市町村ごとでいろいろ都市計画によって制限されますので、その辺トータルで、かなりのエネルギーが必要になるかと思うのですが、都市計画の見直しも含めて、こちらに持っていければ、理想の姿になるのではないかというふうに思います。以上です。

【伊藤会長】

ご意見ありがとうございます。事務局の方で何か、コメントございますか。

【内田課長】

ご意見ありがとうございます。

確かに工場誘致をしようとしても、土地がない等の問題がございますが、奈良県の土地利用基本計画では大きな方針を示し、具体的な開発については土地利用基本計画をもとに都市計画法の方で規制していくということになりますので、そちらの方で運用を考えていくものと思います。

【伊藤会長】

よろしいでしょうか。最近ですが、県の土地利用に関しては、何か規制緩和の動きが見られるようなところがあったと思うのですが、どうでしょう。例えば市街化調整区域で何か利用するとか。

【内田課長】

本年3月21日に報道発表させていただきましたが、特に南部東部地域においては、企業を誘致したくても地勢等から誘致が難しいというご意見がございましたので、一定の規制の緩和をするように見直しをしております。

そのときにも、市町村さんが地元の方と話し合っていたいた上で、無秩序な開発に繋がらない範囲での規制緩和とさせていただいております。

【伊藤会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【藤野委員】

資料2-2の「1 土地に起因する被害や悪影響の発生防止」の(1)の3の管理されていない建物の戸数・土地の面積について、この空き家問題は、昨今かなり地方において大きな問題となっております。直近の数値でも、93,600戸ということで、かなり大きい数字というふうに認識をしておりますけれども、これは先ほどご説明ありましたように市町村との説明会等で県も対応されているらっしゃるということで、もうすでに様々な取組を市町村で実施しているという認識でおりますけれども、この取組の中で成功例、いわゆる取組の中でかなり進んだ取組をされている市町村やその内容を何か県の方で把握されていることがございましたら、ご紹介いただきたいというふうに思います。空き家の草木が地域や近所にご迷惑をかけているというところもかなり多いというように聞きますし、また、安全面についても火事或いは地震等でもかなりの問題とされているので、これはいろいろ進めていかなくてはならない問題の一つであると思いますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤会長】

事務局よろしくお願いいたします。

【窪田政策官】

住宅課窪田です。空き問題に対してご指摘いただいたとおり、市町村の方でしっかり進めていくべきものであるというように考えております。ここ数年、全国的に見ても、行政だけの取組ではなく、民間の事業者を巻き込みながら、空き家自体を除却する、活用する、或いは流通に乗せることで、空き家を減らしていく、もしくは空き家だったものを空き家でなくしていく取組が徐々に広がっていているところかと思っております。

市場に乗せていくというような観点については、民間の方が知見がありますので、行政だけで解決しようとしていくということではなく、そういった広い裾野を持ったところでの対応といったものを、目指していくのかなと思っております。国の方でも、民間活用促進のための施策を打ち出しているところがありますし、補助金や、税制の面も含めて、様々なツールを使いながら進めていくべきものと思っております。具体的な取組といったことについては、県内の市町村や他府県も含めて、いろいろな事例いろいろな形に応じて、広く収集して、展開していきたいと思います。すぐに効果が出にくいものでもあるので、地道に展開していきたいと思います。

【伊藤会長】

よろしいでしょうか。他の委員の方いかがですか。Web参加の委員の方いかがですか。

【深町委員】

資料2-2、2-3に関連してなのですが、今後のフォレスターの活用に向けての考えや次の展開について少し教えていただきたいと思います。それから、昨今、生物多様性というのが非常に大きな課題になっていて、こういった取組の中で、生物多様性の保全や活用という観点から、どういうふうに指標を設定するのか、何をどのようにつなげ、充実させていくということについて、最近の動きも含めてどう考えているかということをお聞きしたいです。

【伊藤会長】

はい、ありがとうございます。では、事務局よろしくお願いします。

【西課長】

ご質問ありがとうございます。森林環境課の西でございます。

1つ目の質問ということで奈良県フォレスターの展開ということなのですが、奈良県フォレスターに関しましては、首長さんからの要望を受けまして、要望された数を県の方で職員を新たに採用して、2年間、フォレスターアカデミーで勉強させて、その後から派遣するというような取組をさせていただいております。現在13市町村、15名派遣しているところなのですが、来年度は5名派遣する予定です。その次が今2名の予定なのですが、本年度は市町村の方に、追加要望ありませんかというお伺いをさせていただいているところで、いくつかの市町村で2人目欲しい、ゆくゆく3人欲しいとかというご相談も受けている中ですので、そういったところを集約させていただいて、しっかりと派遣させていただきたいというふうに考えているところです。以上です。

【宮崎課長】

景観・自然環境課の宮崎と申します。私の方から自然環境エリアの区域拡大等々について、ご説明をさせていただきます。委員ご指摘のとおり、今、生物多様性の保全が注目を集めております。これは国の方でいわゆる30by30という2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全

するという目標がございまして、それに向けて取り組むということになっております。そういった中で、保全地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所、いわゆるOECMは大切と考えております。また、自然共生サイトを環境省と連携してやっております、県内では現在2ヶ所で認定をされ、面積が増えたため数値も若干ではございますが上がっているところでございます。本県におきましては、本年1月に「生物多様性なら戦略」を改定いたしまして、自然環境等保全の機運が高まっております。生物多様性という言葉もなかなか認知度が不足しているということで、我々の方でも関連する事業に引き続き積極的に取り組んで参りたいと考えております。

【伊藤会長】

ありがとうございます。では、浦出委員どうぞ。

【浦出委員】

それでは荒廃農地についてお尋ねしたいと思います。資料の2-3の1の説明の中で、所有者が適正に管理・利用をすることが困難になった場合等々を考えていますが、農地の場合で、そもそもしっかりと相続されてない、或いは所有者が不明確である、或いは地域に存在しない等の農地がある場合といった、所有者が管理することがそもそもは困難であったり、できなかったりという状況が多く存在していると思いますが、こういうところの土地に対して県としてどういうことをお考えなのかということと、それから、おそらくこれに対応するものとして進めている施策の1つが地域計画の策定だと思いますが、資料2-3の13番目の項目で、令和6年度3月末の時点で266地区が地域計画策定されているが、これは、奈良県全体でどれぐらいをカバーできているかということと、それから来年度の計画の中で「地域計画のブラッシュアップ」と書かれていますが、できるのか、現状で策定されたものをブラッシュアップというのは、具体的にはどういうことをお考えなのかということ、2件についてお聞きしたいです。

【伊藤会長】

事務局よろしくお願いします。

【片山課長】

ご質問ありがとうございます。担い手・農地マネジメント課の片山でございます。2点ご質問をいただきました。先生からもお話がありましており、まず1つ目の質問について、その地域計画の洗い出しの作業をしているところでございます。そして、1つ目の質問、2つ目の質問を同時にお答えする形になると思いますが、まず地域計画の策定はこの3月末時点で266地区というところでございますが、地区数で言えば、3月末時点では5割に満たないような状況でございました。今、直近の7月末の速報値を見ておりますけれども、全体の70%を超えるような地区で、地域計画を策定していただいているという状況でございます。我々としていたしましては、まず令和7年度中にこの100%の策定率を目指していくというところで、今、各市町村にも、我々県とか、農地中間管理機構や農業委員会と連携しながら対応していきたいと思っているところです。そして、先生からもご指摘ありました、このブラッシュアップがどういうところを意味しているかについて申し上げますと、今、策定されている地域計画は10年後のその地域における担い手の方がどの農地を耕作されるのかという目標地図を策定するというのがこの地域計画の取組でございますが、現状の策定された地域計画、もちろんいろいろな制度があるのですが、現状の耕作者が耕作されている農地をそのまま目標地図にされているようなケースもありますし、10年後、耕作する担い手の方が決まっ

ていないところもあります。そういった地域計画については、10年後誰が担っていくのかということのを改めて考えていただいて、そういうことが決まっていけば、また変更していただくということがブラッシュアップであると思います。ただ、将来の担い手というのは、そんなにすぐ見つかるわけではなくて、現状、新規就農者は目標をやや下回るような形で、毎年毎年来ていただいていますけれども、肌感覚ではありますが、土地利用型作物ではなく、イチゴのような高収益作物をやりたいという新規就農者の方が多いということを考えますと、農地として活用する面積ということを考えれば、なかなか難しいことがあるということがございますので、現状の担い手の方や集落営農組織、法人の方々に頑張っていただいて規模拡大に繋がるようなご支援、あと、我々も本年度から取組を本格化しておりますけれども、企業の農業参入、そういったところで、今参入されていないような企業にも、今後、参入の意向を伺いながらうまく農地と結びつけていければ、というような形で取組を進めているところでございます。以上です。

【伊藤会長】

よろしいでしょうか。

【浦出委員】

1点だけあえて言わせていただければ、この計画などにもありましたけれども、土地の効率利用ということで、生産基盤の整備を進めていくということが書いてありましたけれども、それをもっと強化すべきじゃないか、要するに借り手が借りやすい、担い手が担うことが可能になるような条件づくりということが非常に不足しているのではないかと、だから、なかなかマッチングもうまくいかないし、利用しようとする人が増えない。そこのところを積極的に、予算を含めた措置をしていかないと、多分この状況はなかなか改善されないのかなと。おそらく地区計画の策定が3月末で5割、今ようやく7割というお話でしたけれど、おそらくその地域計画の策定の中身自体が、白地が多いような、目標地図にもなかなかないようなものが多いのかなというふうに想像するわけですが、例えばこの資料の2-3のところに記載されているような14、15、16における、担い手の育成や支援、或いは生産の基盤の強化というところにもっと強くというか、手厚いところがまだまだ必要なのかなというのが私の感想で、あくまでこれ農政の部分であるので、土地利用を支援するという意味では、農政部分でそこを強化していただく必要があるのかなというように思いました。以上です。

【伊藤会長】

ありがとうございました。

【片山課長】

ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりで、農政だけを考えると、やっぱり基となるのは、人と農地というところであります。先ほど申し上げた話はいわゆる人という担い手の話であります。農地の方をちょっと申し上げますと、基盤整備は、全国平均を見てもやはり奈良県の実績は相当に低いレベルでございます。委員の問題意識、まさに我々も同じ問題意識を持って、今、取組を進めたいと思っておりますので、予算確保も含めて頑張って参りたいと考えております。ありがとうございます。

【伊藤会長】

ありがとうございました。他の委員の方いかがでしょうか。では、岡本委員どうぞ。

【岡本委員】

桜井まちづくり会社の岡本と申します。今の件に関して、やはり担い手というのは、県にとってどんな農業であれば一番担い手がつきやすいか。一番の強みを生かして、増やしていくことが必要かなと思いました。桜井エリアでは、我々まちづくり会社は、ふるさと納税の事業も手伝っております。実感しますのは、イチゴ農家さんがどんどん今ビニールハウスを増やしています。一方、五條市では柿農家さんが農地を増やしています。いわゆるこの県の強みを生かしている事例の一方で、リスクに感じているのは高齢化です。みかん農家の方は七、八十歳になっても頑張っておられますけども、もうそろそろ限界だとのことです。

そして次の担い手の方は、いろんな研修事業で入りますが、その方にヒアリングしますと、1年目、2年目は助成金がついて順調にやっているが、3年目、4年目になると助成金がなくなって、そのあとへたってしまうということがあるとのことです。したがって、長期スパンで事業者が農業に、継続的に若い担い手の方が頑張れる仕組みが定着すれば、担い手の育成というのは成功するのではないかというように思います。ので、長期スパンの担い手育成も視野に入れて行っていただきたいと思います。あとは様々な獣被害ですね。今は鹿が出たり、熊が出たりという話もありますけども、獣被害によるリスクを総合的にカバーする相談体制が必要かなと思います。

あと、実施方針の指標を出していただいて、数字が伸びているところが強みだというふうに思っていて、例えば「Ⅱ 宅地の効用の持続的な発揮」の企業立地件数、これが目標 577 件に対して、531 件まで来ています。この新しく立地される企業は、どういう業種でどんな傾向かが分かれば、それが強みではないかと思います。教えていただければありがたいです。

【伊藤会長】

ありがとうございました。

【片山課長】

担い手・農地マネジメント課の片山でございます。

最初にご指摘いただきました、長期的な担い手支援という観点でございます。

県といたしましても、もちろんそういった観点を強みを生かしていきたいというところで、この資料にも出ているような特定農業振興ゾーンという取組をさせていただいているところでございます。

ここの特定農業振興ゾーンの思想といたしまして、高収益化や担い手の育成確保というところで、その地域の農業をどのように伸ばしていくのか、地域の特性を生かしてどうしていくのかというところで、重点的に支援をさせていただいて、実績が上がっているところがございます。そういった地域の取組を横展開していくのが我々の、長期的な観点での担い手育成、農業振興と考えてございますので、もちろん県全体としてはイチゴや柿が、勢いがございますが、それだけに関わらず、取組はしっかりやっていきたいと思っております。

またご意見いただければと思っております。

鳥獣害リスクのお話もいただきました。こちら、我々農業部局といたしましては、大変重要な課題であります。被害はもう毎年毎年、上がってきている状況でございます。予算的なところは、限度がございますので、農業振興事務所も含めて困りごとがあれば、ご連絡をいただきたいと思っています。それで一緒に考えさせていただければと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。



す。以上でございます。

【伊藤会長】

企業立地に関してお願いいたします。

【野田課長】

産業創造課の野田と申します。

先ほどご質問いただきました、企業立地件数の特徴的なところについてのご質問ですが、令和6年の調査では46件、立地していますが、内訳で見ますと建設用・建築用金属製品製造業が6件。それから、その他のプラスチック製品製造業が5件。それ以外が2件～1件で様々な分野にわたっております。奈良県の全体的な特徴として、これまでの歴史的な成り立ちで、プラスチック製品、金属製品の加工業が他県に比べて多くございます。そういう特色がある中で、企業立地は私も担当していて感じるのは、マッチングで立地したいという企業の業種もさることながら、規模や時期が、県内で提供できる用地とマッチングするかが重要で、そこに我々企業誘致担当で、用地情報、誘致に関する部分、そこに関してはできるだけ情報を集めて、マッチングに取り組んでおりますので、特にこの業種に力を入れている、ここが伸びているというものはないですが、幅広く情報を集めて、より多くの企業に奈良で立地してもらえるように取り組んでいる。それから県内の企業が大きくしたいけども、操業は停止できないので新しい用地を求めているというところも結構ございまして、しっかり意向に沿うような活動ができないと、県外に出てしまうというリスクもありますので、その部分も一生懸命に取り組んでいるところです。特に業種はないですが、全般的に頑張っているところです。

以上です。

【伊藤会長】

ありがとうございました。岡本委員よろしいでしょうか。では、他の委員の方どうでしょう。We b参加の委員の方、いかがですか。佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】

資料2-2についてですが、報告事項なので、今後の検討事項だと思いますが、ここに並んでいる指標が、それぞれの計画の目標値を引用しており、レベルがかなり違うものが、同じ表の中に並んでいるような感じがしています。次回の検討では、それぞれの指標について、計画の目標となる指標と動きを観察していく指標の2つに分けて書く方がいいのではないかとこのように思います。例えば空き家戸数の上昇を抑制することに対しては、状況の変化を観察していくことは大事ですが、それ自体は目標とはならず観察指標であって、管理不全な空き家を減らしていく等の何かしらの政策との関係で目標を設定する等、考え方の違いを、指標を分けて示していったほうがいいのではないかと思います。

【伊藤会長】

ありがとうございます。事務局より何かございますか。

【内田課長】

ありがとうございます。

先生おっしゃるように、計画の指標についてはレベルが違うところがあると思います。指標の方は公表されておりまして、5年で中間見直しも行うとことになっておりますので、それまでに、レ

ベルが合うような形で、今後検討したいと考えております。

【伊藤会長】

よろしいでしょうか。他の委員の方、どうでしょうか。岡本委員。

【岡本委員】

岡本です。景観づくりのルールを締結する地区の数ですね、7年度より目標を大幅に上回って、218地区というところで、この成果の要因は、何でしょうか。

【伊藤会長】

ありがとうございます。事務局お願いします。

【宮崎課長】

景観・自然環境課宮崎です。

景観づくりのルールを締結する地区の数、令和3年度の現状で180地区ということになっております。このルールも様々ございます。景観住民協定、建築協定、地区計画や、県と市町村が結ぶまちづくり包括連携協定といったものを合わせた数字です。まちづくり包括連携協定は市町村数に限りがありますので、27地区のままになってしまうのですが、例えば、市町村で行っている地区計画であれば、各市町村においてきめ細かなルールづくりをされている中で、景観に配慮する文言を入れているという点で、市町村も大分ルールづくりが進んできているという印象を持っております。

【岡本委員】

ありがとうございます。景観ガイドライン等、様々な取組をされていると思いますけれども、そのルールを実際に実施して成果に繋がっていく流れが必要だと思いますが、その中で取組の具体的な内容を教えていただきたいです。

【宮崎課長】

景観に対する住民の意識というのも地域によって差があると思っております。意識を持っていたいところは進んでおりますし、そうでないところはなかなか進まないといったものがございます。特に奈良県内では、景観・風致・歴史的風土といった観点を大事にするということがありますので、我々の方も今後どういった成功事例があるのかということを勉強して、それを横展開したいというふうに思います。今、具体的な事例を紹介できませんが、県としても積極的に景観に関する意識づけを行っていきたいと考えております。

【岡本委員】

ルールは作ったが進んでないという地域は結構あると思いますので、事例の横展開とそれに対する何らかの助成があると、具体的に進められるのではないかと思います。

【伊藤会長】

ありがとうございました。

まだまだご意見があるかと思いますが、皆様、この後のご予定もあるかと思いますが、もし何かご意見等ございましたら、事務局にお寄せいただけましたらと思います。

皆様熱心にどうもご議論いただきましてありがとうございました。

円滑なご協力に感謝申し上げます。

それではこのあたりで、意見或いは質問については終わらせていただきたいと思います。

後の進行は、事務局にお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

伊藤会長、ありがとうございました。出席の皆様、本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回奈良県国土利用計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。